

知らない	幼	小	81.2%	63.4%	17.8%	7.4789	0.0000	**
	幼	小・中	81.2%	57.1%	24.0%	1.6059	0.1083	[]
	幼	中	81.2%	70.5%	10.6%	4.2572	0.0000	**
	幼	中・高	81.2%	53.3%	27.8%	2.6791	0.0074	**
	幼	高	81.2%	57.0%	24.2%	9.1922	0.0000	**
	幼	特支	81.2%	60.0%	21.2%	5.8225	0.0000	**
	小	小・中	63.4%	57.1%	6.2%	0.3402	0.7337	[]
	小	中	63.4%	70.5%	7.2%	3.2631	0.0011	**
	小	中・高	63.4%	53.3%	10.0%	0.8007	0.4233	[]
	小	高	63.4%	57.0%	6.3%	2.9693	0.0030	**
	小	特支	63.4%	60.0%	3.4%	0.8981	0.3691	[]
	小・中	中	57.1%	70.5%	13.4%	0.7730	0.4395	[]
	小・中	中・高	57.1%	53.3%	3.8%	0.1671	0.8673	[]
	小・中	高	57.1%	57.0%	0.1%	0.0063	0.9949	[]
	小・中	特支	57.1%	60.0%	2.9%	0.1515	0.8796	[]
	中	中・高	70.5%	53.3%	17.2%	1.4418	0.1493	[]
	中	高	70.5%	57.0%	13.5%	5.4688	0.0000	**
	中	特支	70.5%	60.0%	10.5%	2.7686	0.0056	**
	中・高	高	53.3%	57.0%	3.7%	0.2861	0.7748	[]
	中・高	特支	53.3%	60.0%	6.7%	0.5064	0.6126	[]
高	特支	57.0%	60.0%	3.0%	0.7496	0.4535	[]	

集計項目		Q3-13 性的虐待順応症候群という言葉を知っている						
カテゴリー	カテゴリー	カテゴリー	比率1	比率2	比率差	統計量	P値	判定マーク
知っている	幼	小	10.5%	9.8%	0.7%	0.4772	0.6332	[]
	幼	小・中	10.5%	28.6%	18.1%	1.5336	0.1251	[]
	幼	中	10.5%	8.6%	1.9%	1.1288	0.2590	[]
	幼	中・高	10.5%	46.7%	36.2%	4.3300	0.0000	**
	幼	高	10.5%	16.3%	5.7%	2.9895	0.0028	**
	幼	特支	10.5%	18.8%	8.3%	2.9699	0.0030	**
	小	小・中	9.8%	28.6%	18.8%	1.6627	0.0964	[]
	小	中	9.8%	8.6%	1.2%	0.8657	0.3867	[]
	小	中・高	9.8%	46.7%	36.9%	4.7017	0.0000	**
	小	高	9.8%	16.3%	6.5%	4.5355	0.0000	**
	小	特支	9.8%	18.8%	9.1%	3.7781	0.0002	**
	小・中	中	28.6%	8.6%	20.0%	1.8545	0.0637	[]
	小・中	中・高	28.6%	46.7%	18.1%	0.8040	0.4214	[]
	小・中	高	28.6%	16.3%	12.3%	0.8777	0.3801	[]
	小・中	特支	28.6%	18.8%	9.7%	0.6416	0.5211	[]
	中	中・高	8.6%	46.7%	38.1%	4.9950	0.0000	**
	中	高	8.6%	16.3%	7.6%	4.4698	0.0000	**
	中	特支	8.6%	18.8%	10.2%	4.0377	0.0001	**
	中・高	高	46.7%	16.3%	30.4%	3.1244	0.0018	**
	中・高	特支	46.7%	18.8%	27.8%	2.5527	0.0107	*
高	特支	16.3%	18.8%	2.6%	0.8681	0.3853	[]	
知らない	幼	小	89.5%	90.2%	0.7%	0.4772	0.6332	[]
	幼	小・中	89.5%	71.4%	18.1%	1.5336	0.1251	[]
	幼	中	89.5%	91.4%	1.9%	1.1288	0.2590	[]
	幼	中・高	89.5%	53.3%	36.2%	4.3300	0.0000	**
	幼	高	89.5%	83.7%	5.7%	2.9895	0.0028	**
	幼	特支	89.5%	81.2%	8.3%	2.9699	0.0030	**
	小	小・中	90.2%	71.4%	18.8%	1.6627	0.0964	[]
	小	中	90.2%	91.4%	1.2%	0.8657	0.3867	[]
	小	中・高	90.2%	53.3%	36.9%	4.7017	0.0000	**
	小	高	90.2%	83.7%	6.5%	4.5355	0.0000	**
	小	特支	90.2%	81.2%	9.1%	3.7781	0.0002	**
	小・中	中	71.4%	91.4%	20.0%	1.8545	0.0637	[]
	小・中	中・高	71.4%	53.3%	18.1%	0.8040	0.4214	[]
	小・中	高	71.4%	83.7%	12.3%	0.8777	0.3801	[]
	小・中	特支	71.4%	81.2%	9.7%	0.6416	0.5211	[]
	中	中・高	91.4%	53.3%	38.1%	4.9950	0.0000	**
	中	高	91.4%	83.7%	7.6%	4.4698	0.0000	**
	中	特支	91.4%	81.2%	10.2%	4.0377	0.0001	**
	中・高	高	53.3%	83.7%	30.4%	3.1244	0.0018	**
	中・高	特支	53.3%	81.2%	27.8%	2.5527	0.0107	*
高	特支	83.7%	81.2%	2.6%	0.8681	0.3853	[]	

集計項目	Q3-14 いわゆるストーカー規制法の内容を知っている							
カテゴリ	カテゴリ	カテゴリ	比率1	比率2	比率差	統計量	P値	判定マーク
知っている	幼	小	27.2%	50.3%	23.1%	9.1067	0.0000	[**]
	幼	小・中	27.2%	42.9%	15.7%	0.9236	0.3557	[]
	幼	中	27.2%	46.6%	19.4%	6.9258	0.0000	[**]
	幼	中・高	27.2%	66.7%	39.5%	3.3478	0.0008	[**]
	幼	高	27.2%	56.7%	29.5%	10.6519	0.0000	[**]
	幼	特支	27.2%	57.6%	30.4%	7.5318	0.0000	[**]
	小	小・中	50.3%	42.9%	7.5%	0.3941	0.6935	[]
	小	中	50.3%	46.6%	3.7%	1.5927	0.1112	[]
	小	中・高	50.3%	66.7%	16.3%	1.2592	0.2079	[]
	小	高	50.3%	56.7%	6.4%	2.9127	0.0036	[**]
	小	特支	50.3%	57.6%	7.3%	1.8843	0.0595	[]
	小・中	中	42.9%	46.6%	3.8%	0.1990	0.8422	[]
	小・中	中・高	42.9%	66.7%	23.8%	1.0579	0.2901	[]
	小・中	高	42.9%	56.7%	13.8%	0.7349	0.4624	[]
	小・中	特支	42.9%	57.6%	14.7%	0.7735	0.4392	[]
	中	中・高	46.6%	66.7%	20.0%	1.5384	0.1240	[]
	中	高	46.6%	56.7%	10.1%	3.9260	0.0001	[**]
	中	特支	46.6%	57.6%	11.0%	2.6852	0.0072	[**]
	中・高	高	66.7%	56.7%	10.0%	0.7738	0.4390	[]
	中・高	特支	66.7%	57.6%	9.1%	0.6863	0.4925	[]
高	特支	56.7%	57.6%	0.9%	0.2289	0.8189	[]	
知らない	幼	小	72.8%	49.7%	23.1%	9.1067	0.0000	[**]
	幼	小・中	72.8%	57.1%	15.7%	0.9236	0.3557	[]
	幼	中	72.8%	53.4%	19.4%	6.9258	0.0000	[**]
	幼	中・高	72.8%	33.3%	39.5%	3.3478	0.0008	[**]
	幼	高	72.8%	43.3%	29.5%	10.6519	0.0000	[**]
	幼	特支	72.8%	42.4%	30.4%	7.5318	0.0000	[**]
	小	小・中	49.7%	57.1%	7.5%	0.3941	0.6935	[]
	小	中	49.7%	53.4%	3.7%	1.5927	0.1112	[]
	小	中・高	49.7%	33.3%	16.3%	1.2592	0.2079	[]
	小	高	49.7%	43.3%	6.4%	2.9127	0.0036	[**]
	小	特支	49.7%	42.4%	7.3%	1.8843	0.0595	[]
	小・中	中	57.1%	53.4%	3.8%	0.1990	0.8422	[]
	小・中	中・高	57.1%	33.3%	23.8%	1.0579	0.2901	[]
	小・中	高	57.1%	43.3%	13.8%	0.7349	0.4624	[]
	小・中	特支	57.1%	42.4%	14.7%	0.7735	0.4392	[]
	中	中・高	53.4%	33.3%	20.0%	1.5384	0.1240	[]
	中	高	53.4%	43.3%	10.1%	3.9260	0.0001	[**]
	中	特支	53.4%	42.4%	11.0%	2.6852	0.0072	[**]
	中・高	高	33.3%	43.3%	10.0%	0.7738	0.4390	[]
	中・高	特支	33.3%	42.4%	9.1%	0.6863	0.4925	[]
高	特支	43.3%	42.4%	0.9%	0.2289	0.8189	[]	

集計項目	Q3-15 勤務校所在地の要保護児童対策地域協議会の事務局連絡先を知っている							
カテゴリ	カテゴリ	カテゴリ	比率1	比率2	比率差	統計量	P値	判定マーク
知っている	幼	小	8.9%	12.6%	3.7%	2.2545	0.0242	[*]
	幼	小・中	8.9%	14.3%	5.4%	0.4972	0.6191	[]
	幼	中	8.9%	12.6%	3.7%	2.0638	0.0390	[*]
	幼	中・高	8.9%	20.0%	11.1%	1.4694	0.1417	[]
	幼	高	8.9%	9.9%	1.0%	0.6054	0.5449	[]
	幼	特支	8.9%	13.1%	4.2%	1.6602	0.0969	[]
	小	小・中	12.6%	14.3%	1.7%	0.1372	0.8909	[]
	小	中	12.6%	12.6%	0.0%	0.0293	0.9766	[]
	小	中・高	12.6%	20.0%	7.4%	0.8622	0.3886	[]
	小	高	12.6%	9.9%	2.7%	1.9315	0.0534	[]
	小	特支	12.6%	13.1%	0.5%	0.2055	0.8372	[]
	小・中	中	14.3%	12.6%	1.7%	0.1330	0.8942	[]
	小・中	中・高	14.3%	20.0%	5.7%	0.3237	0.7462	[]
	小・中	高	14.3%	9.9%	4.4%	0.3895	0.6969	[]
	小・中	特支	14.3%	13.1%	1.2%	0.0921	0.9266	[]
	中	中・高	12.6%	20.0%	7.4%	0.8490	0.3959	[]
	中	高	12.6%	9.9%	2.7%	1.7017	0.0888	[]
	中	特支	12.6%	13.1%	0.5%	0.1770	0.8595	[]
	中・高	高	20.0%	9.9%	10.1%	1.2937	0.1958	[]
	中・高	特支	20.0%	13.1%	6.9%	0.7521	0.4520	[]
高	特支	9.9%	13.1%	3.2%	1.3123	0.1894	[]	

知らない	幼	小	91.1%	87.4%	3.7%	2.2545	0.0242	[*]
	幼	小・中	91.1%	85.7%	5.4%	0.4972	0.6191	[]
	幼	中	91.1%	87.4%	3.7%	2.0638	0.0390	[*]
	幼	中・高	91.1%	80.0%	11.1%	1.4694	0.1417	[]
	幼	高	91.1%	90.1%	1.0%	0.6054	0.5449	[]
	幼	特支	91.1%	86.9%	4.2%	1.6602	0.0969	[]
	小	小・中	87.4%	85.7%	1.7%	0.1372	0.8909	[]
	小	中	87.4%	87.4%	0.0%	0.0293	0.9766	[]
	小	中・高	87.4%	80.0%	7.4%	0.8622	0.3886	[]
	小	高	87.4%	90.1%	2.7%	1.9315	0.0534	[]
	小	特支	87.4%	86.9%	0.5%	0.2055	0.8372	[]
	小・中	中	85.7%	87.4%	1.7%	0.1330	0.8942	[]
	小・中	中・高	85.7%	80.0%	5.7%	0.3237	0.7462	[]
	小・中	高	85.7%	90.1%	4.4%	0.3895	0.6969	[]
	小・中	特支	85.7%	86.9%	1.2%	0.0921	0.9266	[]
	中	中・高	87.4%	80.0%	7.4%	0.8490	0.3959	[]
	中	高	87.4%	90.1%	2.7%	1.7017	0.0888	[]
	中	特支	87.4%	86.9%	0.5%	0.1770	0.8595	[]
	中・高	高	80.0%	90.1%	10.1%	1.2937	0.1958	[]
	中・高	特支	80.0%	86.9%	6.9%	0.7521	0.4520	[]
高	特支	90.1%	86.9%	3.2%	1.3123	0.1894	[]	

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究

研究分担者	山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所
研究協力者	才村 純	関西学院大学人間福祉学部
研究協力者	津崎 哲郎	花園大学
研究協力者	増沢 高	子どもの虹情報研修センター
研究協力者	加藤 典子	大阪府吹田子ども家庭センター
研究協力者	渡邊 治子	大阪府池田子ども家庭センター
研究協力者	川中 梨津子	大阪府吹田子ども家庭センター
研究協力者	鈴木 浩之	神奈川県中央児童相談所
研究協力者	佐々木 智子	神奈川県中央児童相談所
研究協力者	長谷川 愉	神奈川県中央児童相談所
研究協力者	佐藤 和宏	神奈川県鎌倉三浦児童相談所
研究協力者	高瀬 泉	山口大学大学院 医学系研究科
研究協力者	新納 拓爾	日本子ども家庭総合研究所
研究協力者	有村 大士	日本子ども家庭総合研究所
研究協力者	板倉 孝枝	日本子ども家庭総合研究所

研究要旨

本研究は「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳沢正義）」の分担研究として、日本の児童相談所における性的虐待相談の実態と調査・検討をもとに児童相談所における性的虐待対応のガイドラインの策定を目指すものである。なお本研究の分担班である「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」及び「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアのあり方に関する研究班」の各調査研究の成果を取り込むことによって全体の対応体制を構築する。研究期間としては3年計画の2年目である。

本年度は前年度の調査研究を踏まえて、児童相談所としての対応ガイドラインの試行版を作成し、これについて複数の児童相談現場でのモニター試行実施の協力を得ることによって、実際の業務における適合性、実効性についての検証を開始した。このモニター実施の結果を踏まえて次年度、最終的な対応ガイドライン案の策定を目指す。併せて「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」の調査研究による関係機関の通告体制、「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」において策定が進んでいる被害確認面接技法とそのトレーニングプログラム、「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアのあり方に関する研究班」において策定が進

んでいる施設入所後の子どもへのケア、特に施設入所後の性的虐待発覚事例の対応等の検討を組み込んで、初期対応から中長期の支援までの全体的な児童相談所としての援助課題、関係機関への情報発信の内容・手法、専門性確保のための研修体系、組織的な相談対応チームのマネジメントやスーパービジョンの手法、体制の確立について課題整理を進めつつある。

全国的な調査からは性的虐待問題への相談機関の関心の高さ、法的立証性のある調査手法確立の必要性、子どもの安全確保に関する具体的な手法等、性的虐待対応の専門性の充実に関するニーズの高まりが感じられると共に、なお多くの課題があることが明らかになっている。欧米の forensic interview に基づく専門的な被害事実確認については児童福祉の立場からの立証面接の確立が必要であることが前年度の研究より明らかになってきているが、同時に刑事司法や医療分野での同時並行的な専門性の確立と相互の連携・協議の必要性も認められつつある。

また、非加害保護者へのサポートと、被害を受けた子どもへの援助への非加害保護者の参加については、ガイドライン試行版と共に非加害保護者向けの冊子案を作成し、モニター試行実施中の児童相談所を中心に、具体的な適用の検証を行う予定である。

当面は、実際の相談現場の協力を得て展開中のモニター試行実施により、ガイドライン試行版の有効性と課題についての情報収集とその分析を進め、児童相談所の性的虐待対応についての基本的ガイドラインの策定を目指す。

A. 研究目的

昨年度の調査研究によって把握した児童相談所における性的虐待の対応実態、課題等を踏まえて児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン試行版を作成する。このガイドライン試行版をいくつかの児童相談所の現場で試行実施し、その精査を経て次年度、最終的なガイドラインを策定する。ガイドラインには、非加害保護者の問題への対応、態度が子どもの予後に大きく影響すると考えられることから、非加害保護者への支援のあり方も含めることとする。また初期の通告とその対応については本研究の分担班「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」の、また性的虐待の被害確認については本研究の分担班「性的虐待

の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」の、中長期の子どもへのケアや施設入所後に発覚した性的虐待問題への対応等については「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアのあり方に関する研究班」の調査研究成果を取り込んで全体の対応体制とする。

B. 研究方法

まず、昨年度の調査研究によって把握した児童相談所における性的虐待の対応実態、課題等を踏まえて児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン試行版を作成する。併せて非加害保護者への支援に関する冊子等の資料も作成する。これらの資料を全国の児童相談所に提示して、各相談現場での試行実施とそのモニター・フィードバックの引き受けを打診（各自治体の中央児

童相談所に打診)、試行実施先を募る。併せて各相談現場での性的虐待対応に関する課題状況をアンケートによって調査する。

試行実施については、まず関心をもってくれた児童相談所に、ガイドライン試行版、冊子案を提供し、その概要と今後提供できる資料や研修について説明し、実務と照合する具体的な作業内容や、モニター・フィードバックの方法について、各実施場所の条件に合わせるための調整・協議を行い、最終的に試行実施が可能かどうか検討を依頼する。

これらの検討を経て、試行実施を正式に決定した児童相談所に対しては、その相談現場におけるガイドライン試行版の適用内容について職員への研修を実施、さらに被害確認面接についても協力を得られる場合には、「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」と共同で面接トレーニング研修を実施した上で、実際の業務における適合性、実効性についてのモニターと検証を開始する。

通告対応における、通告機関側の子どもからの情報のキャッチの仕方、通告の判断・手順については「教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究班」の学校等への調査・検討結果と照合しつつ、児童相談所側での通告受理のあり方について整理する。初期対応に連動する子どもからの被害確認面接については上に述べたように「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」の被害確認面接の手法、およびそのトレーニング、面接実施者へのフォローアップ等について共同作業チーム

を立ち上げて、実際の作業に入る。

なお、平成 20 年度に収集した事例情報については、概要分析の段階までは平成 20 年度の研究で終了しているかが、追加情報の提供等もあり、引き続いてその詳細についての分析作業を続ける。

(倫理面への配慮)

調査においては、個人情報への扱いに留意し個人が特定されるような情報項目は極力排除すると共に、調査の結果の集計・報告は数値情報とし、また個々の児童相談所名によって情報範囲が限定される可能性から、個々の児童相談所名も集計・報告情報からは除外した。個別情報に関しては部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報としてのみの扱いとした。情報の性質上、当該個人から承認を得ることは困難であり、またそれぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあるところから、回答は調査対象である個々の機関として許容される範囲内のみの情報提供とし、それをもって情報提供の同意とした。また調査集計を終えた原資料は厳重に廃棄処分するとして、関係機関にあらかじめ通知している。

これらの要件については、昨年度の調査の段階で日本子ども家庭総合研究所倫理規定委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

1. 児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2009 年度試行版の作成

平成 20 年度のアンケート調査、先進的な取り組みを行なっている神奈川県、大阪

府へのヒアリング調査、関係する各機関への調査、これまでの我が国における先行研究や欧米の対応体制についての情報収集をもとに、日本の児童相談所現場における、性的虐待相談の対応課題について検討し、特にその初期対応部分について、主として

時系列軸に従って対応手順を整理した。

以下にその初期対応の業務フローを概要図によって示す。またガイドラインの主たる目標と課題状況を以下に概説する。なお具体的な内容・手順等の詳細については別添のガイドライン本体を参照されたい。

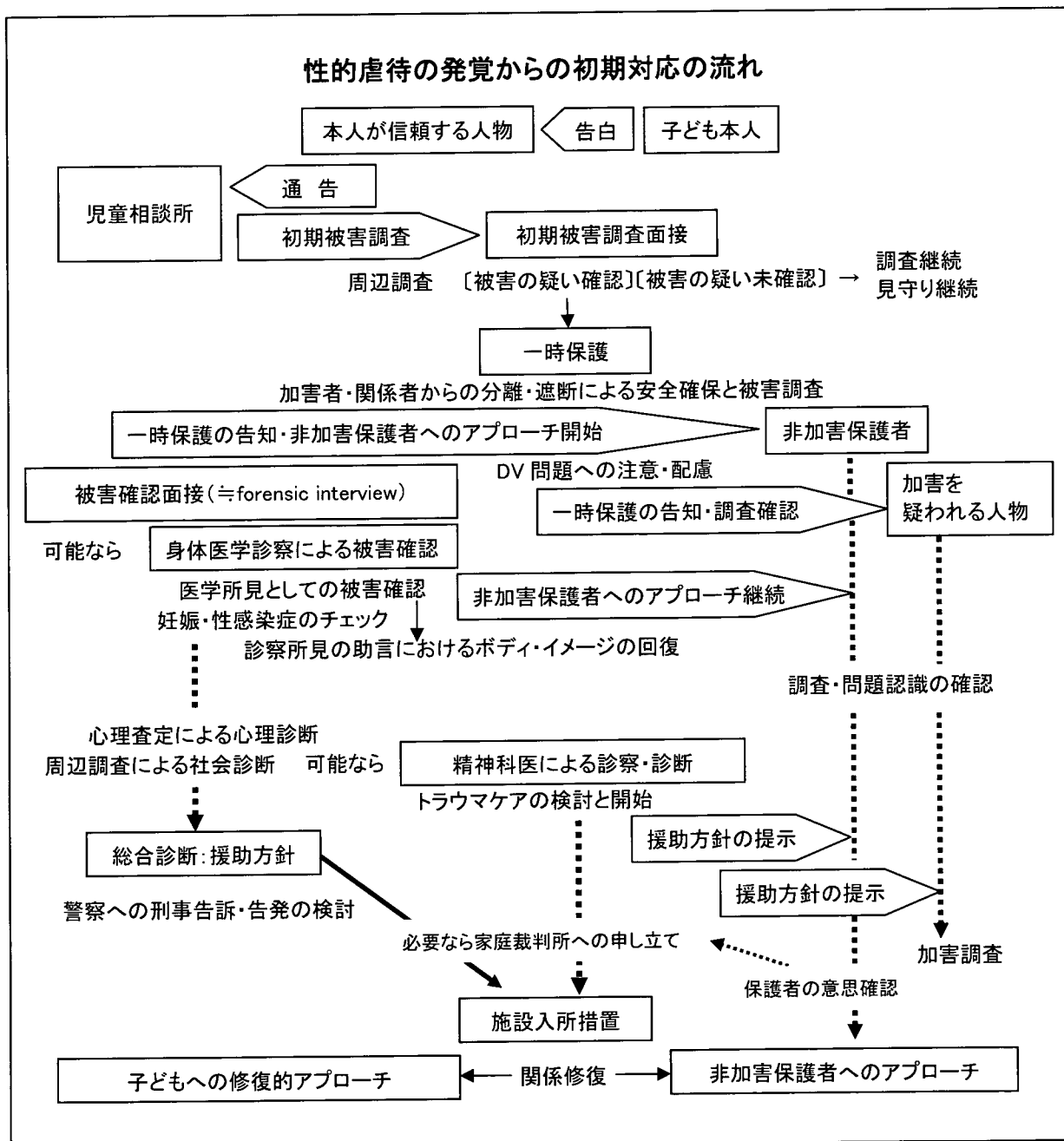


図 1. 児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2009 年度試行版による性的虐待相談対応の概要イメージ図

【性的虐待の発見と通告に関すること】

児童相談所における性的虐待相談の発端は、① 子ども本人からの告白・相談、② 保護者からの相談、③ 関係機関からの相談・通告、④ 近隣・親族、その他子どもに関わる人からの相談・通告、に分かれる。いずれにおいても、情報は不完全で曖昧なことが多く、その曖昧さが性的虐待、あるいは広く子どもの性暴力被害、特に家庭内性暴力被害問題の特徴である。何が性的虐待を疑わせる情報となるかについて、本ガイドライン試行版では以下の5種類に分けて、その通告から対応までの実態や課題を検討することを考えている。

性的虐待を疑わせる事柄の種類

- 1) 明らかな被害事実に関する本人の発言
- 2) 性暴力被害をうかがわせる何らかの曖昧な本人の発言
- 3) 背景に性的問題をうかがわせる曖昧な相談
- 4) 子どもの性的被害を疑わせる問題行動
- 5) 性的虐待の目撃、画像等の物的証拠

【子どもからの告白を聞いた人の課題と通告】

多くの性的虐待の発覚は、子どもからの告白を聞いた人・機関からの通告による。最初に子どもの性暴力被害の告白を聞くのは、大半が子どもに信頼されている非専門家の人たちである。この時点で子どもの話すことをまともに取り合わなかったり、何が本当なのか慎重に確認しようとしたらすると、子どもの切迫した告白は消えてしまう。また秘密の要請が告白を聞いた人を縛ることもしばしばである。こうした一般的な事項を取り上げて、親密で重要な関係に

ある人物からの性暴力被害を子どもが何とか告白しようと試みた時に、それを確実に受け止め、通告に結びつけるための留意事項を取り上げた。

現在の状況としては学校等の組織における子どもの性暴力被害、性的虐待告白の確実な把握と通告が重要な課題である。

【通告受理からの初期対応の課題】

児童相談所が性的虐待の疑いについての通告を受理してから、その通告に結びついた子どもの告白内容を直接、児童相談所自身が子どもから確認するのは、基本的に子どもが誰かに告白し、そのことで通告が来たその日の内であることが望ましい。時間が経過するほどに、告白の確認が難しくなることはあまり重視されてこなかった。

中高生が、長期にわたる被害について覚悟を決めて告白した場合には、時間が経過してもあまり大きな影響は受けないかもしれない。しかし、小学生やそれ以下の幼い子どもたちの、試し試しの告白の場合には、素早い対応とタイミングが大きな要素となる。多くの子どもが加害者からの口止めや、自分が告白することで起こる周囲の反応を恐れ、いったん自分の被害に関して、その何がしかの困りごとを誰かに打ち明けたとしても、その直後から、不安と後悔の圧力にさらされ、口が重くなっていく。

子どもの曖昧な告白についての通告に対して、児童相談所が通告者にもう少し詳しく具体的な情報を子どもから得られないか要請する場合がある。子どもが自発的に話し続ける場合を除いて、この対応は不適切である。子どもの告白については専門的な聴き取りだけがその法的な立証性と対応の

根拠を守れる対応となる。

【初期被害調査面接と一時保護の要否判断】

子どもからの性的虐待事実の事情聴取は、加害者の干渉や影響を確実に排除できる安全を確保した上でないと難しいことが指摘されている。さらに子どもは加害者からの脅しだけでなく、自分がそうした被害を長く隠してきたことが明るみに出た時の非加害保護者が受ける衝撃、家族や親族が受けるダメージ、自分自身の先行きへの不安のために、なかなか被害の全てを正確には話せない。これらは CSAAS（子どもの性的虐待調節症候群：Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome）として知られているところである。こうした特性から、子どもの性的虐待の被害事実を正確に聴くためには、被害の疑いを認知した段階で、確実な調査と安全確保のための子どもの保護が必要となる。

児童福祉法の枠組によれば、子どもの一時保護は児童相談所が必要と認めるとき、子どもに一時保護を加えることができるとされている。もちろん児童相談所が一時保護を必要と認めるにはそれなりの理由と根拠が必要となる。性的虐待通告に対して調査のために子どもを保護するには以下の理由確認が必要であると考えられる。

性的虐待に関する疑い通告での調査保護の要件

- ① 子どもに家庭内性暴力被害が疑われる徴候
- ② 子どもの生活圏からの隔離保護が安全確保のために必要

③ 本人が、誰からの干渉や影響も受けない環境下での慎重な被害に関する調査の必要性

通告に対する初期調査と初期被害調査面接はこれらの要件を確認し、子どもを緊急一時保護する必要があるかどうかを検討するための作業と位置づけられる。特に家庭内性暴力被害が疑われる徴候の確認において先の「性的虐待を疑わせる事柄の種類」に挙げた項目のうち、どういった内容までがその該当となるかが重要な検討課題である。これについては今後の試行版のモニター実施のフィードバックを経て検討する。また、子どもへの初期調査は原則的に担当児童福祉司が担当することが想定されるが、その担当者は子どものストレスと話しやすさを考えると加害者の性別を避けて設定することが望ましい。

【非加害保護者への支援】

非加害保護者は性的虐待の第二の被害者である。パートナーに裏切られ、子どもにも嘘をつかれ、隠し事をされ、信頼を裏切られたのである。性的に子どもがパートナーをめぐるライバルとなってしまったと感じる保護者もいる。夫婦間に DV、DV 的な支配関係があつて非加害保護者が無力化され、子どもへの性的搾取や境界侵害に抵抗できなかつたり、加担までさせられていたりするような場合もある。現在の法制度下では、加害を疑われる人物を、なかなか、その家庭から排除できないため、非加害保護者は虐待の発覚直後から、加害を疑われたパートナーからの反論や言訳に巻き込まれることになる。誰も子どもへの家庭内性

暴力を望んで信じたいとは思わないし、残された家族の将来や生活不安も非加害保護者を圧迫する。

非加害保護者が子どもの被害告白を信じ、加害者から子どもの安全を守り、子どもの回復を支えようとするなら、それは子どもにとって最も強力な支えとなる。そのためには一時保護直後の告知場面から、非加害保護者への支援を開始することが重要となる。非加害保護者との面接では、DV問題への配慮と共に、当惑と混乱の中で開始される接触において確実に情報を伝え、継続的な支援関係を開始するためには面接による口頭での働きかけに加えて、冊子による情報提供も必要と考えられ、そのための冊子を作成した。冊子は以下の3種を作成した。

いずれの冊子もモニター実施においての使用状況を見て、必要な追加・修正を行なう予定である。

家庭内性暴力問題についての保護者向け冊子

①「保護者の方へ」

加害・非加害の保護者に子どもの一時保護の告知場面で提供するもの。家庭内性暴力被害とはどんなことか、一時保護の理由と目的、被害を受けた子どもへの影響などを記載。

②「あなたへのメッセージ 親だからできること」

子どもと加害者の間で揺れる非加害保護者への支援において提供することを想定した冊子。子どもの性暴力被害をにわかに信じ難い気持や保護者とパートナーとの関係、きょうだい間での性問題への対処課題などに言及している。実際の使用にあつ

ては、必要な内容だけを抽出して使うことも想定している。

③「家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るために あなたへのメッセージ」

被害児への支援に取り組もうとする非加害保護者と児童相談所職員が一緒に冊子を読みながら、必要な支援や子どもへの援助課題についての理解を深めるための冊子。

- 被害を受けた子どもの問題・症状
- 非加害保護者が子どもを理解し配慮すべきポイント
- 長期のケアに関する課題と非加害保護者の支援の重要性
- 利用できる関係機関のリスト 等

【加害者対応と家庭復帰】

家庭内性暴力被害の疑いの段階で、子どもへの性暴力加害者を特定できることは稀である。また児童福祉における加害者の調査・確認は刑事・司法における事件捜査のような追求的な作業とはならないし、児童福祉機関はそうした捜査的な権限も持たない。ただし、子どもの安全確認と安全確保、再被害の危険性の排除のためには、一定の加害者の推定、特定が出来なければならない。この点で、刑事・司法との連携の課題が浮かび上がってくる。

ガイドラインでは、子どもの再被害の危険性の観点から、加害が疑われる人物の生活行動圏への家庭復帰は原則として考えられないとしている。また加害者の特定、加害者の抑止のためには刑事告発や告訴を含む、警察・検察との連携が重要な要素となることが浮かび上がってきている。

【一時保護所での子どもへの支援の課題】

家庭内性暴力被害の疑いで緊急保護された子どもへの一時保護直後からの援助には多くの困難な課題がある。子どもの保護への当惑や過剰適応の疲れによる態度・行動の変化、性的な再被害の危険性の高さ、解離やPTSDを伴う気分変動や問題行動への気付きと対応など、また、被害確認面接や診察前後のサポートなど多くの重要課題がある。施設入所に進む場合には、それらの課題は施設入所後の援助課題に引き継がれる。

経験的には特定の、子どものサポートを意識した人物が交替勤務体制の中で役割を引き継ぎながら、子どもの不安や適応問題に対応する体制が重要である。

【被害確認面接・診察の実施】

一時保護の初期の重要な目的は、子どもの安全確保と慎重で公平な調査の実施である。被害確認面接は欧米の forensic interview に最も近い、福祉領域の forensic interview である。詳細については「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」の報告書に譲るが、ガイドラインでは、日本の児童虐待対応の諸般の現況に照らして、家庭内性暴力被害の疑い、および性的虐待の事実確認にかかる事情聴取については以下の領域ごとの整理がまず必要である。

日本における子どもの性暴力被害についての forensic interview に関する事情聴取面接の整理

1) 児童福祉分野における forensic interview

①初期被害調査面接

②被害確認面接（法的事実確認面接）

2) 刑事司法分野における forensic interview

①司法面接あるいは司法的被害聴取面接

3) 医療分野における forensic interview

①医療診察場面における問診での被害事実の聴取

これらの整理の背景には、欧米本来の forensic interview のシステムがあり、それを指す場合には「forensic interview」とそのまま呼ぶ。

児童相談所における被害確認については、臨床的援助の姿勢・立場とは一線を画する法的な事情聴取面接をなぜ、児童相談所が実施しなければならないか整理を行なった。

法的な被害確認面接を児童相談所が行なう理由

- 1) 潜在的に進行する子どもの性暴力被害を阻止し安全を守るための対応根拠を確保する。
- 2) 子どもに必要な援助を開始するための正確な被害内容を理解する。
- 3) 他の子どもへの被害拡大を食い止め、潜在的な被害者を発見し、その安全を守る。

また児童相談所が被害確認面接を行なうもう一つの理由は、わが国の刑事司法対応での容疑者の逮捕拘束のタイミングと児童福祉法上の子どもの身柄の安全確保のタイミングが一致しないことも大きな要素である。元々刑事司法の世界では加害者の訴追が目的であり、「疑わしきは罰せず」のルールが原則であるが故の慎重な証拠固めが行わ

れる。これに対して児童福祉分野では、通告がもたらされた時点で、子どもの安全確認と被害の防止・安全確保が再優先の課題であり、「疑わしきは保護」のルールが原則である。

被害確認面接についてはさらに以下のような要件を確認している。

1) 誰が面接するか

職種によるよりも、臨床的な専門性と面接についてのトレーニング等による専門性を持つことが要件。また加害者の性別を避けることも課題。

2) 被害確認面接者の臨床援助活動の制限

被害確認面接を行なった者はそれ以前にもそれ以降にも当該の子どもと接触することのない人物が担当する。これは法的立証性の確保と侵襲的な面接を行なった者が臨床的な援助場面に登場して子どもにストレスを与えないためである。

心理治療や日常の指導援助中に子どもからの被害告白があった場合、子どもの告白を聞いた者は通告者の立場に該当し、被害確認面接を行なってはならない。これは先の要件と同じ理由による。

3) チームバックアップによる面接体制

被害確認面接は forensic interview の原則にのっとり、1対1での面接でビデオカメラワンウェイミラーで対応チームのライブ・バックアップを受けることが求められている。しかし、現実的には児童相談所の設備・人員体制に制限があり、今後ガイドライン試行版の実施モニター等を通じて現実的に可能であり、許容できる条件について検証する必要がある。平成20年度の児童相談所への調査では2人体制で一人が面接、一人が立ち会いと記録を担当する体制が最も多くみられた。これは過去の英国での体制に

類似する。

4) 被害確認面接の目的

被害確認面接は法的な立証性の観点からの構造的な子どもへの事情聴取面接であるが、その目的は、子どもがおりのまま、何らの教唆、誘導、報酬の呈示、評価的圧力、質問者の意図・感情・期待への配慮・気遣い無しに自発的に被害時事実を話すことを正確に聴取することであり、被害を追及したり、真実を暴き、確認し、白状させることではない。

5) 総合的な調査による被害の立証

子どもの被害の確認・立証という作業は、子どもからの事情聴取だけで成立することではない。子どもの被害は、周囲の状況調査、これまでの経過、保護者や加害を疑われる人物への調査、子どもの心理学的評価、行動観察、医学診察等の情報を総合して吟味評価される。

6) 医学診察

医学診察の実施には、一般的な妊娠、性感染症の診察、詳細な被害確認のための問診と診察、子どもの出産、あるいは人工妊娠中絶がある。いずれにおいても性暴力被害の意味、対応上の留意点が診察医師に把握されていないと子どもへの診察が不用意に侵害的な経験となってしまう危険性が高くなる。

性暴力被害の診察については欧米のシステムを紹介した情報はあるものの、日本にその専門的な資格・教育システムが未確立であることが課題である。また問診は結果的には法的立証性の保証において forensic interview と同等の課題を担うこと、診察結果の助言は子どものボディ・イメージの回復について重要なポイントとなることが報

告されている。

7) 妊娠・出産についての対応の視点

家庭内性暴力による妊娠・出産問題はそのまま家族・親族の次世代に影響が及ぶ重大事である。人工妊娠中絶の場合にも、子どもの人生に重大な痕跡を残す。文化としての近親姦禁忌、それに抵触したことによる烙印化などの問題が地域・社会の価値観や文化にも関係する重大事として作用する。臨床的には、再被害と虐待問題の世代間連鎖を止めることが重要であり、そのためには不自然な隠蔽工作はマイナスに働くことを念頭に対応しなければならない。

【施設入所後や別件での相談途上に発覚する性暴力被害】

本研究班による平成 20 年度の調査では、622 件中 15 件しか、施設入所中の発覚事例は報告されていないのだが、「性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアのあり方に関する研究班」およびその先行研究では施設入所児童で施設入所後に発覚する事例の比率は高く、特に上記先行研究の調査では、家庭内性暴力被害が認められている児童のうち、施設入所後に発覚した事例の比率は約 40%にのぼっている。また、非行相談を始め、性格行動相談や障害相談などで、児童相談所の相談事例となっている事案で、その背景や相談途上で家庭内性暴力被害が疑われたり発覚したりする事例は常に存在し得る。

これまでの対応では、ケース・バイ・ケースに調査介入に発展したり、そっとしておかれたりしてきたとみられる。最悪な事例は施設退所直前、18 歳を超えようという児童福祉法による措置が対応できる限界線の

時点で、これから本人が帰っていく生活圏に、かつての加害者が存在し得るという性暴力被害が判明する場合である。CSAAS（前出）の観点からは十分起こりえることだが、対応に苦慮することになる。しかしそういう場面条件であるからこそ、当人や関係者への明確な調査対応が必要であり、児童福祉機関としての見識が問われることにもなる。こうした局面は性的虐待対応には常に発生し得るのであって、職員、組織のジェンダー・バイアス（性差による対応判断の偏り）による力量の課題が明白になるのもそうした場面においてである。

本ガイドラインでは、別の相談途上で発覚した性暴力被害の疑いは、どのような条件下であっても基本的に性的虐待通告の初動対応を実施するというを統一的原則として提案している。ただし、その実際的な状況については、今後の試行モニター実施とアンケート調査を通じて最終的ガイドラインへ向けての検討課題の一つとしたい。

【その他ガイドライン試行版について】

その他本ガイドラインでは。周辺調査におけるプライバシーへの配慮、一時保護後の非加害保護者と子どもの再接触におけるケースマネジメント、一時保護以降の子どもへの援助の基本的視点、家裁申し立てや刑事告訴・告発に関することなどにも触れている。それらの詳細については添付のガイドライン試行版本文を参照されたい。

2. ガイドライン試行版についてのアンケート調査について

本年度作成した「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2009 年度

試行版」の相談実務における試行実施とそのモニター調査については、平成 21 年度の全国児童相談所長会で事前に紹介、予告した上で、平成 21 年 11 月～12 月にかけて、全国の都道府県、政令市、中核市の中央児童相談所 67 か所にアンケート調査の形で試行実施についての関心度、性的虐待相談における各所の課題状況について尋ねた。試行実施についての関心度については 10 選択枝からの選択、課題状況については 2007 年度の日本虐待防止学会の調査を元に関心のある項目について、当てはまる～当てはまらない、まで 4 選択枝から一つを選択する形で尋ねた。

なおこのアンケート調査は本研究班と「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」の共同実施による。アンケート項目は別添資料の通りである。

1) アンケート調査の概要

1. 目的：

- ① 性的虐待対応ガイドライン試行版を元にした試行実施についての意向（検討段階も含む）
- ② 各相談現場における性的虐待相談についての課題状況の調査（JaSPCAN の 2006 年調査項目を参考）

2. 対象：

全国都道府県、政令市、中核市の各中央児童相談所 全 67 か所中 56 か所より回答（回収率 84%）

3. 方法：

アンケート調査用紙を配布、回収。

4. 内容大項目：

- ① 性的虐待対応ガイドライン試行版の実施について
- ② 相談実態と体制

③ 性的虐待対応における課題状況

④ 社会資源・機関連携に関すること

①は選択 10 項目の択一

②～④は設定された下位テーマごとに

当てはまる やや当てはまる やや当てはまらない 当てはまらない の 4 択方式

各テーマ数は②：3テーマ ③：6テーマ

④：5テーマ

2) 性的虐待対応ガイドライン試行版の実施について（図 2. 参照）

- 試行実施前提で話を聞きたいところが 3 か所*、試行実施の可能性を含め話を聞きたいとするところが 12 か所、計 14 か所が試行実施の可能性を含む意向表示があった。
- 機会があれば内容についての情報を求めているところが 17 か所。
- 既に対応体制がある：2 か所、既に対応中 4 か所「その他」の項目で対応体制に入りつつあるところ 1 か所あり、合計 7 か所が何らかの性的虐待に対する具体的な体制において取り組んでいると回答。
- 関心あるが多忙：11 か所、他の課題に取り組み中：6 か所あり、17 か所は別の課題に重点あり。当面の優先順位が低い：4 か所を含め、計 21 か所は別の課題に優先順位があるとみられる。
- 先の話を聞きたいとする 14 か所、別に試行実施についての意思表示があったところ 1 か所、計 15 か所に対して情報提供と試行実施についての協議を行った。

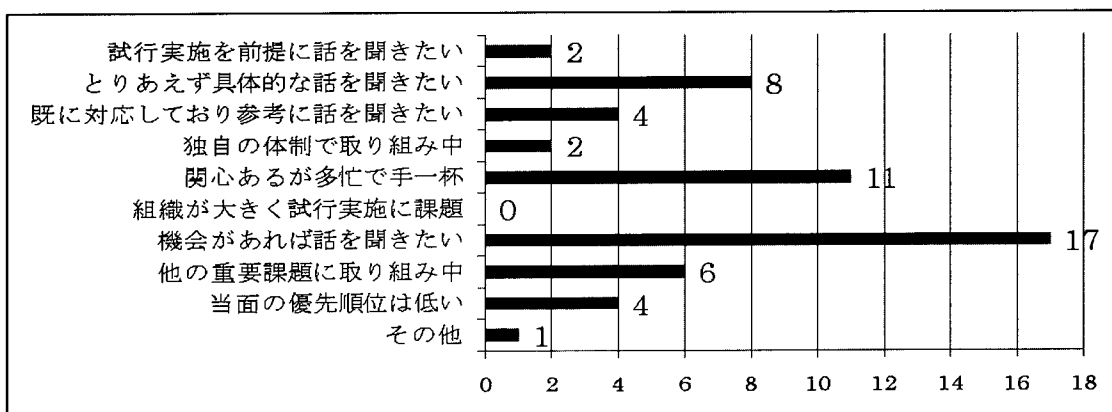


図2. 性的虐待対応ガイドライン試行版の実施についての56か所の中央児童相談所からの回

3) 相談実態と体制の現状について

1. 性的虐待の相談実態

性的虐待相談の件数について、相談件数が実態として少ないかどうかを尋ねた。

相談が少ないとするもの 25
 少ないとはいえないとするもの 31

となって2分する状況に分かれた。集計結果は図3. に示す。

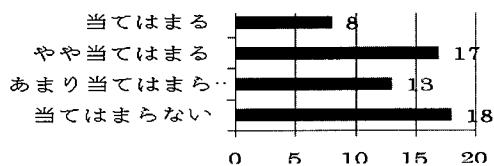


図3. 性的虐待相談件数はあまり多くない

2. 独自の対応体制

性的虐待相談について独自の対応体制の有無を尋ねたところ、

何らかの体制あり 20
 特別な体制はない 36

となり、これも2分する状況となった。集計結果は図4. に示す。

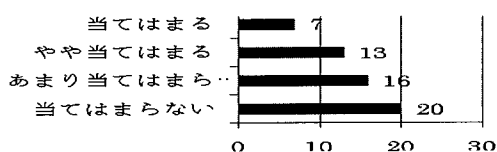


図4. 性的虐待相談に対する独自の体制がある

3. 対応の基準や制度整備の課題

性的虐待相談についての独自の対応基準や課題整備に課題があるかどうかを尋ねたところ。

課題ありとするところ 49
 特に課題は意識されていない 7

となって、独自の課題があるとするところが多い結果となった。回答結果は図5. に示す

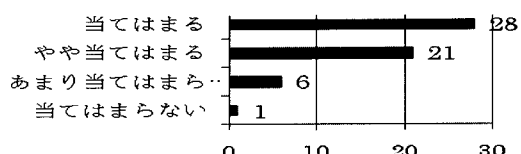


図5. 性的虐待相談対応に独自の対応基準や課題がある

4) 性的虐待対応における課題状況

1. 調査保護の判断の困難

性的虐待相談の初動対応では、子どもの安全確保と子どもの身に何が起こったのかを正確に調査するための調査保護の判断が重要となる。しかし、通告の初期対応としての調査保護はわが国では標準的な手順としての基準が明確でない。この点について子どもの性的虐待通告における調査保護の判断の困難さを尋ねた。

困難とするもの 33
 それほど困難ではない? 21

となって3:2で困難さを支持する結果となった。集計結果は図6. に示す。

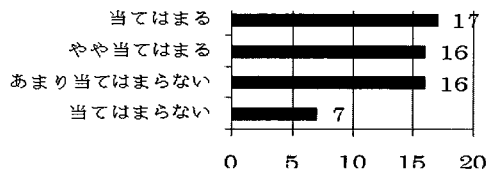


図6. 調査保護の判断の困難さ

2. 一時保護所の対応処遇に課題

性暴力被害児の行動上の問題はしばしば一時保護直後からの処遇の困難さをもたらす。後の施設入所での処遇の課題も問題であるが、児相自身の処遇段階での困難は直接、初動対応にも影響を与えるだけに重大である。調査結果は具体的な内容には踏み込んだ情報を欠いているものの、圧倒的多数が課題ありとしている。

課題あり 52
 それほど課題があるとはならない? 4

集計結果は図7. に示す。

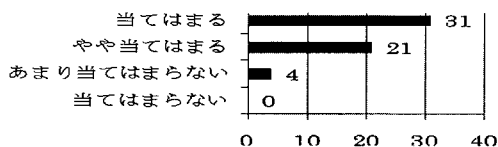


図7. 一時保護所の対応処遇に課題

3. 被害確認面接の専門性に課題

被害確認面接の専門性は児相全体の課題となっているところである。ごく一部に独自に対応を開始する動きがあるものの、大半の児相では専門性の整備そのものが課題となっている。調査では

あり 50
 専門性についての課題は一応対処 6

となり圧倒的多数が課題であると回答している。図8. に回答結果を示す。

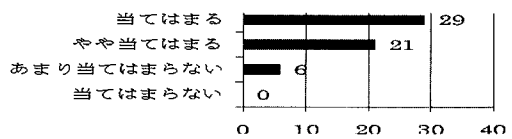


図8. 被害確認面接の専門性に課題

4. 保護者・家族の対応に課題

性的虐待対応においては加害、非加害の保護者対応が重要な課題となる。特に非加害保護者を子どもの支援者としてできるかどうかは、子どもの予後を決める重要な要素だが、現行法制度下では加害者を家庭から容易には排除できないため、しばしば非加害者が分離保護した子どもより加害者と残された家族の生活継続を選び、子どもへの支援者となりにくい現状がある。調査では課題の有無について尋ねたところ、

あり 50
 それほどの課題があるとはならない? 6

と圧倒的多数が課題ありとしている。図9. に調査結果を示す。

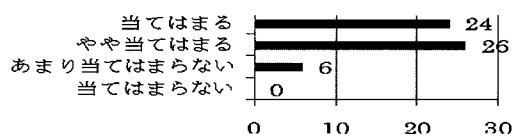


図9. 保護者・家族の対応に課題あり

5. 対応スタッフの確保に課題

虐待対応においてはまず、絶対数として投入できる職員数と基本的専門性が課題となる。さらに性的虐待対応では被害確認や処遇について専門性を持つスタッフの確保が必要となる。調査では人数と質の区別はせずに、スタッフの確保の課題について尋ねたところ、

あり 50
 対応スタッフはそれなりに確保？ 6
 となって、圧倒的多数が課題ありと回答している。図 10. に回答状況を示す。

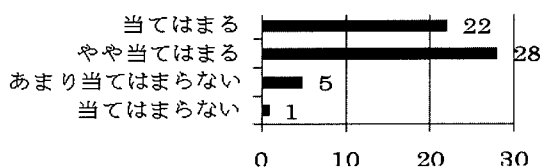


図 10. 対応スタッフの確保に課題

6. 児童精神科や医療の確保に課題

虐待相談全般に通じることだが、特に性的虐待においてはトラウマに関係する子どもの心身の問題・症状への初期からのアセスメントと援助体制が重要である。これについては児童精神科や医療との連携が重要課題となる。この点についての課題を尋ねたところ、

課題あり 36

児童精神科等の医療は一応確保？ 19
 となり、かなりの児相で課題ありとなっている。調査結果を図 11. に示す。

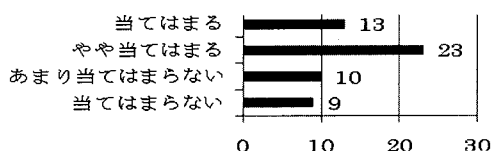


図 11. 児童精神科や医療の確保に課題

5) 社会資源・機関連携に関すること

1. 性的虐待を診察する医師の確保

先の 4) 6. では児相における児童精神科や医療連携の確保を尋ねたが、性的虐待においては被害の立証過程で性暴力被害の診察という独自の専門性が要請される。この性暴力被害の診察は日本では未確立の専門性であり、ごく一部の問題意識と経験の

ある医師が取り組んでいる状況にある。調査では

課題あり 43

課題があるとまでにはならない？ 12

となり、性的被害診察の医師の確保に課題があることが分かる。図 12. に調査結果を示す。

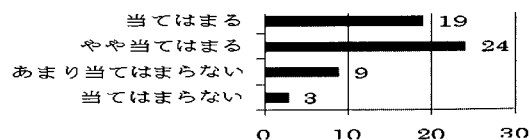


図 12. 性的虐待を診察する医師の確保

2. 精神症状問題での医療機関確保

4) 6. では児相としての医療体制を尋ねたが、改めて子どもの精神症状問題での医療機関確保を尋ねたところ、

課題あり 33

課題があるとまでにはならない？ 21

となった。性暴力被害診察ほどではないが、やはり課題ありとするところが 3:2 の比率で高い。調査結果は図 13. に示す。

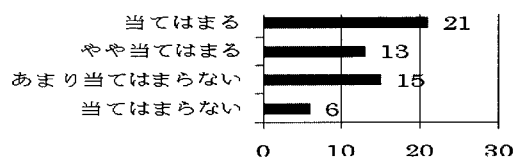


図 13. 精神症状問題での医療機関確保

3. 性的虐待児の施設での援助体制

4) 2. で一時保護所における性的虐待を受けた子どもへの援助の困難さについて尋ねたのと重ねて、施設の援助体制における課題を尋ねたところ

課題あり 51

課題があるとまでにはならない？ 3

となり、一時保護に続いて圧倒的多数が課

題ありとの回答となった。調査結果は図 14. に示す。

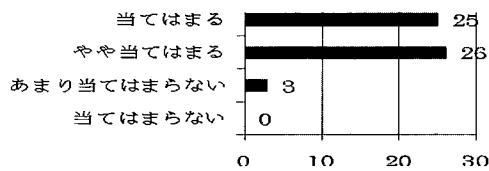


図 14. 性的虐待児の施設での援助体制

4. 通告体制の連携整備に課題

性的虐待に限らず、子どもの安全が何らかの理由で損なわれている状況を発見、通告する機関や地域との連携が虐待対応の初動を決定する。性的虐待では特に子どもの告白証言だけを手掛かりにどれだけの通告がもたらされるかが重要な要因となる。調査では、

課題あり 46
 課題があるとまでにはならない？ 10
 となって、かなりの課題があるとされている。図 15. に調査結果を示す。

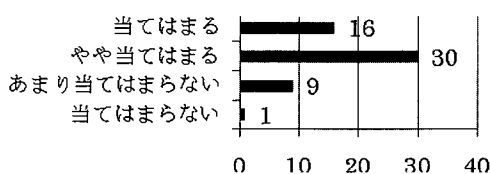


図 15. 通告体制の連携整備に課題

5. 警察・司法機関連携に課題

性的虐待は性暴力犯罪としての司法との連携が必ず課題となる。現下の法制度下では子どもの負担と共に事件対応の難しさもあるのだが、他方では加害行為の立件や加害者の排除・抑制について刑事・司法の関与に期待するところもある。調査では

課題あり 41
 課題があるとまでにはならない？ 15

となっている。

図 16. に調査結果を示す。

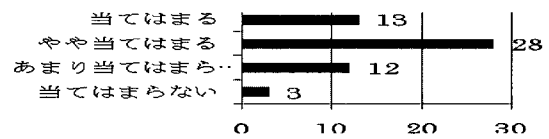


図 16. 警察・司法機関連携に課題

6) アンケート調査のまとめ

性的虐待相談対応においては、まず通告体制における機関連携に課題ありとする回答が 82% (46/56) と高く、通告体制に課題があることがうかがわれる。これに対して調査保護を前提とした児相自体の対応の困難度については通告体制よりは相対的に困難とする回答数が低いものの、対応に困難があるとする回答は 61% となっている (33 : 21)。

一時保護所 (93% : 52/56)、施設 (94% : 51/54) 共に子どもの分離保護後の援助に課題ありとする回答率が高く、今回のアンケート項目中、最も高い比率で課題ありとの回答が集中した。児相が保護した後の子どもの援助対応とその体制整備に苦労している状況がうかがわれる。

被害確認の専門性 (89% : 50/56)、保護者対応の難しさ (89% : 50/56)、対応スタッフ確保 (89% : 50/56) については一貫して高い比率で課題ありとする回答が多く、児童相談所としては、調査保護の難しさよりも人員体制や対応技術における専門性確保に、より課題を強く感じていることがうかがわれる。

医療支援の確保については児童精神科医の確保 (35% : 19/55)、医療機関の確保 (39% : 21/54) に課題ありとするものがいずれも 3 ~ 4 割であるが、性暴力被害診察の医療確保困難 (78% : 43/55) が 8 割に近く、多くの相談

現場に必要な被害診察医師の確保に至っていない状況がうかがわれる。

また警察・司法機関との連携(73%:41/56)についても、法制度やシステム上の課題も含めて、課題ありとする回答が7割を超えている。

回答が示す全般的な状況としては、ごく一部では、性的虐待に対する相談援助体制が組み立てられているが、全体としては児童相談所としての相談体制の整備や専門性確立の課題だけでなく、通告に関する関係機関との連携や一時保護所の援助体制、施設における援助や医療・司法分野との連携における体制整備に大きな課題があり、それらの総合的な体制整備が今後の効果的な対応の確立のためには不可欠となっている実態がうかがわれる。

各項目の回答に付随して提供された自由記述の回答については資料を参照されたい。

3. ガイドライン試行版の試行実施について

1) 試行実施機関の募集と試行実施手順の概要

ガイドライン試行版の相談現場での試行実施とその結果のモニター・フィードバックについては、1. 2. で述べてきたような経過をもって、ガイドラインの試行実施について何らかの関心を示してくれた15自治体を訪問し、ガイドラインの内容と、試行実施にあたって研究班から提供される研修、モニター・フィードバックについての概要を説明し、各自治体としての対応の検討を依頼した。試行実施については「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」の被害確認面接の訓練研修も併せて提供することとした。結果として、10自治体の児相がガイドラインの試行的適

用とそのフィードバック作業に入ることとなった。

ガイドライン試行実施とその結果のモニター・フィードバックの大きな計画内容は以下の通りである。

「児童相談所性的虐待対応ガイドライン2009年度試行版」による試行実施とそのモニター・フィードバックの概要

- ① 各自治体での性的虐待相談対応の実態及びその課題と、ガイドライン試行版の内容との照合、および各現場での課題の絞り込み。
- ② ガイドライン試行版の概要の周知、各相談現場での試行実施にあたっての相談対応体制についての研修の提供(必要な職員全員を対象に複数回実施 1回:半日約3時間 特に定員は定めず)。
- ③ 被害確認面接について、面接実施者及び相談対応に関与するスタッフに対する訓練研修の提供(上記②の研修を修了した職員で各自治体から推薦派遣された職員を対象に実施 1回:3日間の集中研修 最大1回で32名)。
- ④ 実際の相談対応に関する、研究班からの対応体制上の情報提供、各児相と研究班との情報交換、実務上の経験、およびそこから見えてくる課題についての各児相からのフィードバックの聴き取り調査(各実施場所に対して原則、平成22年10月までに各3回の訪問を設定、その他は随時)。
- ⑤ 被害確認面接についてのフォローアップ研修の実施と実務上のバックアップのための情報交換(平成22年度10月までをめぐりに各相談現場と協議しながら実施する予定)
- ⑥ ②のガイドライン試行版の概要研修と③の面接訓練研修は、基本的に試行実施を決めた児相の職員を対象とするが、定員に余裕のある時は近隣からの研修派遣参加を受け入れることとする。

平成22年3月20日の時点で、ガイドライン試行版の試行実施とそのフィードバック・モニターを開始することになった児相は表1.の通りである。この他にも、訓練研修への参加や実際の相談事例での経験を通じてのガイドライン試行版についての意見のフィードバックを検討中の自治体がい

くつかある。

表 1. 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン試行版、被害確認面接の試行実施とモニター・フィードバックを実施予定の自治体・児相（南から）

自治体名	ガイドライン試行実施	被害確認面接
福岡市	平成 22 年度から	独自に実施
岡山県	基本研修終了	集中研修終了
堺市	基本研修終了	集中研修終了
奈良県	基本研修終了	集中研修終了
浜松市	平成 22 年度から	平成 22 年度から
静岡県	平成 22 年度から	平成 22 年度から
静岡市	平成 22 年度から	平成 22 年度から
横須賀市	平成 22 年度から	平成 22 年度から既に実施中の手法と併行実施
千葉県	平成 22 年度から	平成 22 年度から既に実施中の手法と併行実施
茨城県 (中央児相)	平成 22 年度から	平成 22 年度から

2) 研修の実施とモニターの開始

堺市、奈良県、岡山県 については 対応ガイドライン試行版研修 を実施した。

研修の内容は以下の通りである。

- 研究計画及び試行実施計画の概要を説明
- ガイドライン試行実施についてのアンケート調査途中経過報告
- 保護者向けパンフレット説明
- ガイドライン試行版の解説

実施場所と参加者は以下の通りである。

22 年 1 月 7 日 大阪府
(大阪府 堺市 近畿圏児相職員 36 名)
1 月 14 日 奈良県
(奈良県 堺市 近畿圏児相職員 29 名)
1 月 18 日 岡山県
(岡山県 県児童福祉主管課 18 名)

を実施。また、

22 年 1 月 19 日～21 日（奈良県）被害確認面接の研修を実施

被害確認面接の研修参加者は上記ガイドライン試行版研修を修了することを条件として実施した。

研修参加者の研修直後のアンケートによる評価と感想は以下の 3) と別紙の通りである。

なお被害確認面接研修については「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班」から報告する。

3) 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2009 年度試行版研修会：アンケート集計結果

上記 2) で報告した 3 回のガイドライン研修参加者のアンケート調査結果は以下の通りである。

- 回収数 82 （研修受講者数 83 名）
- 集計結果

① ガイドライン試行実施の状況

試行実施児相である	40
試行実施児相でない	35
無回答	7

② 本研修を踏まえた日常業務の状況について

研修参加者には、2. のアンケート調査結果ともお関連する質問 14 項目を設定して以下、図 17 にあるように 4 択の回答を求めた。結果は以下の通りである（図 17. 参照）。